

概要版

広島県結核予防推進プラン

平成 29（2017）年 3 月

広 島 県

1 総論

(1) プラン改定の趣旨

- 我が国の結核患者数は減少傾向にあるものの、平成 27（2015）年には約 1 万 8 千人であり、依然として結核は我が国における最大の慢性感染症である。
- 国においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき作成している結核に関する特定感染症予防指針（以下「指針」という。）を平成 28（2016）年 11 月に改正した。
- 本県では、広島県感染症予防計画に基づき、平成 24（2012）年に策定した「広島県結核予防推進プラン」の期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、指針を踏まえ、本県の現状に即した結核対策を推進するため、プランを改定する。

(2) プランの位置付け

- 感染症法第 10 条第 1 項に基づき策定している、広島県感染症予防計画のもと、県として、総合的な対策を図る必要がある感染症について個別に策定している計画
- 平成 24（2012）年策定の広島県結核予防推進プラン（以下「前プラン」という。）の成果と課題を踏まえ、感染症法及び予防接種法に基づき、国が作成する指針を基本として策定する計画

(3) プランの期間

平成 29（2017）年度から平成 32（2020）年度までの 4 年間とする。

(4) プランの進行管理

毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、必要に応じてプランの見直しを行う。

2 前プランの評価

	目標項目	H23	H24	H25	H26	H27	目標 (H27)	評価
目標 1	人口 10 万人対 罹患率	15.2	14.4	13.5	13.6	11.4	15 以下	順調に減少し、 目標を達成。
目標 2	肺結核中再治療患 者の割合	10.6%	9.2%	4.3%	7.4%	5.7%	7%以下	概ね順調に減少 し、目標を達成。
目標 3	全結核患者* ¹ に対す る直接服薬確認治 療率	—	61.0%	89.2%	93.9%	—	95%以上	順調に増加し、 目標近くに到 達。
	肺結核喀痰塗抹陽 性* ² 初回治療者の治 療失敗・脱落率	5.8%	6.4%	9.3%	5.1%	—	5%以下	概ね目標に達し たが、年による ばらつきあり。
	潜在性結核感染症* ³ 治療開始者のうち、 治療を完了した割 合	—	89.3%	79.3%	80.5%	—	85%以上	目標に達してい ない。

3 広島県における結核の現状と課題

(1) 現状

○ 発生状況

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
新登録患者*4 数 (人口 10 万人対罹患率)	434 人 (15.2)	411 人 (14.4)	383 人 (13.5)	386 人 (13.6)	324 人 (11.4)
70 歳以上の者の割合	62.4%	62.8%	67.4%	65.5%	67.9%
80 歳以上の者の割合	41.9%	41.1%	44.1%	45.6%	48.1%
外国人の割合	4.8%	5.1%	7.0%	7.0%	8.6%

○ 法的実施義務のある高齢者施設等の長が行う定期健康診断の受診率：91.2%（平成 26（2014）年度）

○ 発病から初診までの期間が 2 か月以上の者の割合：10.4%（平成 27（2015）年）

○ 接触者健康診断及び精密検査の受診率

区 分		H23	H24	H25	H26
接触者健康診断	個人	94.6%	92.9%	91.2%	94.4%
	集団	100.0%	100.0%	99.0%	89.9%
精密検査		89.4%	82.2%	82.3%	90.4%

注：年度

○ 肺結核喀痰塗抹陽性患者の状況

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
70 歳以上の者の割合	66.7%	71.4%	78.0%	74.1%	77.0%
80 歳以上の者の割合	46.9%	49.1%	49.4%	53.8%	56.1%

○ 治療及び患者支援の状況

区 分	治療失敗・脱落率		直接服薬確認治療率（DOT S*5 実施率）	
	肺結核喀痰塗抹陽性初回治療者	肺結核患者	全結核患者	潜在性結核感染症の者
H26	5.1%	5.6%	93.9%	88.3%

(2) 課題

- 新登録結核患者に占める高齢者の割合が増加していること
- 高齢者施設について、定期健康診断の法的実施義務のある施設が限られていること
- 受診の遅れが見られること
- 接触者健康診断及び精密検査の受診率が低いこと
- 肺結核喀痰塗抹陽性患者における高齢者の割合が高いこと
- 治療中断や治療失敗の事例があること
- 潜在性結核感染症の者に対する DOT S 実施率が低いこと
- 外国人の結核患者が増加していること

4 プランの目指す姿

(1) 目指す姿

結核に対する予防・医療・支援が的確に行われ、結核患者が減少している。

(2) 基本的な方向性

- 早期発見・早期治療によるまん延防止
- 患者の生活環境に応じた医療・支援
- 外国人に対する結核対策

(3) 目標の設定

		目 標 項 目	現状値	目標 (H32)
成果 目標	人口 10 万人対罹患率		11.4 (H27)	9 以下
事業 目標	直接服薬確認治療率 (DOTS実施率)	全結核患者に対して	93.9% (H26)	95%以上
		潜在性結核感染症の者に対して	88.3% (H26)	95%以上
	肺結核患者の治療失敗・脱落率		5.6% (H26)	5%以下
	潜在性結核感染症治療開始者のうち、治療を完了した割合		80.5% (H26)	85%以上

5 基本的な方向性に基づく施策

基本的な方向性	基本的な施策	施策項目
早期発見・早期治療によるまん延防止	高齢者に重点を置いた早期発見・早期治療の推進	高齢者団体や高齢者施設に対する啓発
		高齢者施設における健康管理の実施
		高齢者施設における施設内感染の防止
		有症状時の早期受診の啓発・推進
患者の生活環境に応じた医療・支援	医療の提供	接触者健康診断の実施の徹底
		精密検査の徹底
		患者の病態に応じた適切な医療の提供
	患者支援	地域における医療連携体制の構築
		標準治療等の確実な実施
		DOTS実施に係る保健所を拠点とした地域連携の強化
外国人に対する結核対策	啓発及び支援体制	DOTS実施機関の拡大
		関係機関と連携した外国人労働者就業事業所に対する啓発
		大学等と連携した留学生に対する啓発
		外国人向け啓発・説明資料の作成
		外国人患者の治療支援体制の強化

6 その他結核対策推進のための施策

分 野	施策項目
情報収集と分析	情報収集・分析及びデータベースの構築
BCG接種	接種環境の確保
研究の推進	計画的な調査研究の推進
人材の養成	人材の積極的な養成
普及啓発及び人権の尊重	患者の個人情報保護及び人権に配慮した対応

《参考》

～ 用語解説 ～

*1 全結核患者

肺に病巣ができた肺結核患者と、肺以外の臓器（腎臓、リンパ節、骨、脳など）に病巣ができた肺外結核患者をあわせたもの。

*2 肺結核喀痰塗抹陽性

肺結核のうち、喀痰塗抹検査（痰をスライドガラスに塗りつけ染色し、顕微鏡で痰の中の結核菌を調べる検査）で陽性と判定されたもの。感染性が特に強い。

*3 潜在性結核感染症

結核菌に感染しているが症状や所見はない状態にあるもののうち、特に発病のリスクが高く、医療が必要と認められる場合。

*4 新登録患者

1月1日から12月31日までの1年間に、新たに結核と診断され、保健所に登録された患者。潜在性結核感染症の者は除く。

*5 DOTS

Directly Observed Treatment, Short-course の略。

患者の服薬を支援者（医療機関、保健所等の医療従事者等）が直接確認し、治療の完遂、二次感染の防止を図る。医療機関で行う院内DOTSや外来DOTS、退院後に保健所が中心となっていく地域DOTS等がある。

広島県結核予防推進プラン

平成29（2017）年3月策定

発行：広島県健康福祉局健康対策課

（広島県感染症・疾病管理センター）

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-3068

FAX 082-254-7114